農地法第３条許可申請事務処理の標準処理期間

和寒町農業委員会

　農地法第３条許可の事務処理について、申請書の受付から許可までの標準処理期間を

下記のように定め、迅速な事務処理により行政サービスの向上に努めています。

記

農地法第３条第１項（農業委員会許可事案）標準処理期間　　4週間（28日）

＊＊　参　考　＊＊

和寒町の下限面積は、農地法施行規則第２０条第１項第３号による設定区域内における２ヘクタール未満の農家戸数は１００分の４０を下回るものであり、また同規則第20条第２項第１号による現に耕作目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地が相当程度存在しないものと判断されるため、下限面積２ヘクタールの変更は行いません。